2　条約第三条1(h)を次のように改める。

(h)　「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

3　条約第三条1(h)の次に次の(i)から(k)までを加える。

(i)　「国民」とは、次の者をいう。

(i)　日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われるすべての団体

(ii)　スイスについては、すべてのスイスの市民並びにスイスにおいて施行されている法令によってその地位を与えられたすべての法人、組合及び団体

(j)　「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii)　スイスについては、連邦税務長官又は権限を与えられたその代理者

(k)　「年金基金又は年金計画」とは、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たす者をいう。

(i)　一方の締約国の法令に基づいて設立されること。

(ii)　主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること又は他の年金基金若しくは年金計画の利益のために所得を取得することを目的として運営されること。

(iii)　(ii)に規定する活動に関して取得する所得につき当該一方の締約国において租税を免除されること。

第二条

1　条約第四条1及び2を次のように改める。

1　この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいい、次のものを含む。

(a)　当該一方の締約国及び当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体

(b)　当該一方の締約国の法令に基づいて設立された年金基金又は年金計画

(c)　当該一方の締約国の法令に基づいて設立された団体であつて、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、運動、文化その他公の目的のために運営されるもの（当該一方の締約国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限る。）

ただし、「一方の締約国の居住者」には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課される者を含まない。

2　1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a)　当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国（重要な利害関係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

(b)　その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c)　その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d)　当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

2　条約第四条3の次に次の4及び5を加える。

4　この条約の規定に従い一方の締約国が他方の締約国の居住者の所得に対する租税の率を軽減し、又はその租税を免除する場合において、当該他方の締約国において施行されている法令により、当該居住者が、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ当該他方の締約国において租税を課されることとされているときは、その軽減又は免除は、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ適用する。

5　この条約の適用上、

(a)　一方の締約国内から取得される所得であつて、

(i)　他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、

(ii)　当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるもの

に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者（この条約に別に定める要件を満たすものに限る。）の所得として取り扱われる部分についてのみ、この条約の特典（当該受益者、構成員又は参加者が直接に取得したものとした場合に認められる特典に限る。）が与えられる。

(b)　一方の締約国内から取得される所得であつて、

(i)　他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、

(ii)　当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるものに対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該団体が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、この条約に別に定める要件を満たす場合にのみ、この条約の特典（当該他方の締約国の居住者が取得したものとした場合に認められる特典に限る。）が与えられる。

(c)　一方の締約国内から取得される所得であつて、

(i)　当該一方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、

(ii)　他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるものに対しては、この条約の特典は与えられない。

第三条

1　条約第五条3(e)の次に次の(f)を加える。

(f)　(a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

2　条約第五条4を次のように改め、同条5を削る。

4　1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者（5の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が3に規定する活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、3の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないようなもの）のみである場合は、この限りでない。

3　条約第五条中6を5とし、7を6とする。